

第二次前橋市違反広告物是正指導計画を策定しました

本市では、市内の景観をより美しくするため、平成24年に前橋市違反広告物是正指導計画を策定し、主要幹線道路に無許可で掲出されている屋外広告物の 広告主や屋外広告業者に対して、文書指導等を行ってきました。今回、平成30年度から33年度までを計画期間とする第二次前橋市違反広告物是正指導計画を策定しましたので、前計画の指導結果と併せて、お知らせいたします。

1 前橋市違反広告物是正指導計画(計画期間：平成24年度～27年度)の結果

平成30年5月時点

| No. | 路線名 | 指導開始年度 | 対象 件数 | 是正 件数 | 是正率 (%) |
|-----|--------------------------|--------|----------|----------|------------|
| 1 | 前橋赤城線(大鳥居～大沼) | 平成24年度 | 40 | 39 | 97.5 |
| 2 | 国道17号, 50号線(前橋I.C～本町二丁目) | 平成24年度 | 26 | 25 | 96.2 |
| 3 | 前橋赤城線(若宮町四丁目～大鳥居) | 平成25年度 | 87 | 81 | 93.1 |
| 4 | 国道50号線(本町二丁目～今井町) | 平成25年度 | 109 | 93 | 85.3 |
| 5 | 国道17号線(本町一丁目～田口町) | 平成25年度 | 102 | 93 | 91.2 |
| 6 | 前橋長瀬バイパス(本町一丁目～横手町) | 平成26年度 | 69 | 60 | 87 |
| 7 | 前橋停車場線, 前橋赤城線(前橋駅～中央前橋駅) | 平成27年度 | 9 | 7 | 77.8 |
| 8 | 南部大橋線(南町～天川大島町) | 平成27年度 | 41 | 34 | 82.9 |
| 9 | 西部環状線, 南部大橋線(南町～元総社町) | 平成27年度 | 47 | 36 | 76.6 |
| 10 | 前橋箕郷線(国領町～総社町総社) | 平成27年度 | 31 | 24 | 77.4 |
| 11 | 大友西通線(NHK前交差点～前橋箕郷線) | 平成27年度 | 9 | 9 | 100 |
| 12 | 東部環状線(国領町～天川大島町) | 平成27年度 | 26 | 16 | 61.5 |
| 合計 | | | 596 | 517 | 86.7 |

※是正されない場合は、現在も継続して指導を行っています。

2 第二次前橋市違反広告物是正指導計画の主な内容

(1) 目的

まちの景観を美しくするため、屋外広告物の乱立を防ぎ、適切に表示・設置されるよう規制・誘導し、良好な景観形成を推進することを目的とします。

(2) 計画期間

4か年（平成30年度～平成33年度）

(3) 指導対象

長期の屋外広告物（主に非自家広告物）

※簡易広告物（ポスター、立看板等）、広告幕及びアドバルーン以外の屋外広告物

(4) 是正指導路線（※詳細は、別添計画図のとおり）

| 区分 | 路線 | 備考 |
|----------------------|---|--------------|
| 新規実施路線 | 国道50号線 | 上武道路以東 |
| | 国道353号線 | |
| | 高崎駒形線～藤岡大胡線 | 昭和大橋～小島田町交差点 |
| | 大友町西通線 | 前橋箕郷線以北 |
| 継続実施路線 (前計画からの路線) | 1 前橋赤城線 | |
| | 2 国道17号・国道50号線 | |
| | 3 前橋赤城線 | |
| | 4 国道50号線 | |
| | 5 国道17号線 | 自家広告物（新規） |
| | 6 前橋長瀬バイパス | |
| | 7 前橋停車場線・前橋赤城線 | |
| | 8 南部大橋線 | |
| | 9 西部環状線・南部大橋線 | |
| | 10 前橋箕郷線 | |
| | 11 大友町西通線 | |
| | 12 東部環状線 | |
| その他 | 上記に関わらず、市民等から違反広告物に関する通報等があった場合は、随時対応いたします。 | |

本件に関するお問い合わせ先

都市計画課 景観係

電話 内線 / 3974
直通 / 027-898-6974